

小田原市基準緩和通所型サービス（緩和した基準によるサービス）サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A 6	1211	通所型独自サービス／2 1 (※1)	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者（週1回程度）・要支援1	1,128単位	1,128	1月につき
A 6	1212	通所型独自サービス／2 1日割			37単位	37	1日につき
A 6	1221	通所型独自サービス／2 2 (※2)		事業対象者（週2回程度）・要支援2	2,332単位	2,332	1月につき
A 6	1222	通所型独自サービス／2 2日割			76単位	76	1日につき
A 6	1213	通所型独自サービス／2 1回数 (※3)		事業対象者（週1回程度）・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	259単位	259	1回につき
A 6	1223	通所型独自サービス／2 2回数 (※4)		事業対象者（週2回程度）・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	269単位	269	
A 6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ロ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき	
A 6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 43/1000 加算		
A 6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 23/1000 加算		
A 6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A 6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

(※1) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者で、提供回数が4回/月を超える場合に使用。

(※2) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者で、提供回数が8回/月を超える場合に使用。

(※3) 要支援1または週1回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。☒だし、提供回数が4回/月を超える場合は、「1211(1,128単位)」を使用。

(※4) 要支援2または週2回程度利用の事業対象者は、原則としてこの単価×回数で請求。☒だし、提供回数が8回/月を超える場合は、「1221(2,332単位)」を使用。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A 6	8004	通所型独自サービス／2 1・定超	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,128単位	定員超過の場合 × 70%	790	1月につき	
A 6	8005	通所型独自サービス／2 1日割・定超			37単位		37	26	1日につき
A 6	8014	通所型独自サービス／2 2・定超		事業対象者・要支援2	2,332単位		2,332	1,632	1月につき
A 6	8015	通所型独自サービス／2 2日割・定超			76単位		76	54	1日につき
A 6	8006	通所型独自サービス／2 1回数・定超		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	259単位		259	181	1回につき
A 6	8016	通所型独自サービス／2 2回数・定超		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	269単位		269	188	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A 6	9004	通所型独自サービス／2 1・人欠	イ 通所型サービス費（独自）	事業対象者・要支援1	1,128単位	看護・介護職員が欠員の場合 × 70%	790	1月につき	
A 6	9005	通所型独自サービス／2 1日割・人欠			37単位		37	26	1日につき
A 6	9014	通所型独自サービス／2 2・人欠		事業対象者・要支援2	2,332単位		2,332	1,632	1月につき
A 6	9015	通所型独自サービス／2 2日割・人欠			76単位		76	54	1日につき
A 6	9006	通所型独自サービス／2 1回数・人欠		事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	259単位		259	181	1回につき
A 6	9016	通所型独自サービス／2 2回数・人欠		事業対象者・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	269単位		269	188	